

業務指示書

ナイジェリア国栄養と農業に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月19日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月25日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：栄養分野の調査・研究・各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／栄養改善計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：栄養改善計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 栄養分析】

- 1) 類似業務の経験：栄養分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 食事調査】

- 1) 類似業務の経験：食事調査に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りま。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NGN1 = 0.325500 円, US\$1 = 102.129000 円, EUR1 = 114.257000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／栄養改善計画
栄養分析
食事調査

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.06 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月21日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達 > コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
ナイジェリア国栄養と農業に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/栄養改善計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 栄養分析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 食事調査	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

食と栄養に関する取り組みに関しては、本年8月にナイロビにて開催された TICAD VIの成果文書であるナイロビ実施計画に、食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）と栄養スケールアップ（SUN）運動の促進について明記される等、国際的にも重要性が増している。また、ナイジェリアでは、連邦予算国家計画省が中心となってFood and Nutrition Policyが本年4月に策定される等、栄養に関する取り組みが進められている。これらの動きを受けて、JICAは、ナイジェリアにおいて食と栄養の改善に関して情報収集を行い、効果的な取り組みのあり方を探ることとした。

栄養改善の中には、農村部の人々の栄養不良を、地元の農畜水産物を活用しつつ、食生活の改善と多様化を通じて解決する方法もある。この方法は、タンパク質及び各種微量栄養素の不足を補うにあたり、栄養剤、栄養強化食品等で補う方法に比べて高い持続性が期待される。さらに、地域の農業振興にも資する。しかしながら、この方法で栄養指導を行うためには、平均的な人の一日の各種栄養素の最低摂取量（食品摂取基準）、各食材の栄養成分の一覧（食品成分表）、主要な料理並びにタンパク・微量栄養素の含有量の高い食材を利用した料理における各食材の平均的な含有量が明記されたレシピ集が必要である。ナイジェリアではこれらの素材があるが、例えばレシピ集には栄養に関する情報がない等、栄養指導に利用するには問題があるので、これらナイジェリアにある素材を栄養指導に利用する際の問題点等について整理する必要がある。併せて、農村部の人々が実際に何を食し、各々の微量栄養素を十分に食しているのかを確認し、どのような改善方法が考えられるのかを分析する必要がある。加えて、それぞれの微量栄養素不良の状態、タンパク・微量栄養素の含有量の高い食材（農畜水産物）の現地での栽培の可能性、食生活の改善・多様化の重要性の伝え方及び人々への指導方法、栄養改善の際のトレーナーになることが期待されている人々のキャパシティについても確認する必要がある。

2. 業務の目的

本調査は、ナイジェリアの栄養改善政策及び連邦首都区政府のプログラムの現状を確認するとともに、今後の食生活の改善と多様化による栄養改善への JICA の支援を検討するために必要な情報収集を行い協力の方向性を提案することを目的とする。

3. 業務の範囲

コンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するため「6. 実施方針および留

意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し「8. 成果品」に記載の報告書等を作成し、ナイジェリア政府へ説明を行い、コメントを得る。

4. 調査対象地域

連邦首都区

5. ナイジェリア政府関係機関

本調査は JICA が独自に基礎情報の収集を目的として実施するものであるが、連邦首都区政府等に対して調査実施にかかる説明を行っている。調査に際しては連邦首都区政府の栄養委員会のメンバー（特に Economic Planning, Research and Statistics (EPRS), Public Health Department (PHD), Primary Health Board (PHB) 及び Agricultural Development Programme (ADP)）と綿密に意見交換しながら調査を行うことが想定される。

6. 実施方針および留意事項

(1) ナイジェリア政府の政策と連邦首都区政府のプログラムの現状、栄養改善にかかわる連邦首都区政府内の組織及び実施機関の人材のキャパシティの分析

ナイジェリア連邦政府（予算国家計画省、保健省、農業農村開発省及び教育省）の食と栄養の改善に関する政策文書を分析するとともに、政策の実施計画等についての聞き取りを行うこと。さらに、連邦首都区政府の食と栄養に関するプログラムについて聞き取りを行うとともに、連邦首都区政府内の栄養委員会（栄養改善に関するセクター横断的な委員会）の分析（各メンバーの栄養改善に関する所掌、現場への指示系統及び活動状況）並びに実施機関の人材のキャパシティについての調査を行うこと。

キャパシティ調査については、マスタートレーナーと現場の指導員（PHD と PHB の傘下に 15 人のマスタートレーナー [うち 5 人が本部に、10 人が地区に配属されている。]、200 人前後の現場の指導員が、ADP の傘下に 1 人のマスタートレーナーと約 20 人の現場の指導員がいる。）についてアンケートと聞き取りを組み合わせる形で行うこと。アンケート票は、最低、連邦首都区の本部のマスタートレーナー全員、6 つの地区のうち最低 2 地区の関係者（地区関係者合計最低 40 名）に配布すること。また、聞き取りは PHD と PHB のマスタートレーナー 5 名前後（グループへの聞き取りの形で可、以下同。）、現場の指導員 5 名前後に対して行うとともに、ADP のマスタートレーナー及び指導員 4 名程度に対しても行うこと。

(2) 他ドナー等の栄養改善に関する取り組み

栄養関係の支援に関する公開資料等からナイジェリアにおける他ドナーの情報を収集するとともに、ナイジェリア政府からの聞き取り等を通じて政府の政策に大きな影響を与えていると思われる他ドナーを最低3組織見つけ出し、彼らの取組及び戦略について聞き取り及び分析を行うこと。

(3) 微量栄養素欠乏症の現状と診断方法、基準の現状と改善の可能性

既存資料の分析及び先方政府への聞き取りを通じてナイジェリアで問題になっている微量栄養素欠乏症について特定し、整理すること。

微量栄養素欠乏症の診断方法、基準は国際的に比較可能な方法・数値が設定されており、簡易診断法についても、WHO/CDCの推奨する方法（これらの方法については（Vitamin and Mineral Nutrition Information System (VMNIS) [<http://www.who.int/vmnis/toolkit/en/>] からダウンロードできる微量栄養素の欠乏症に関する文書を参照）があるが、ナイジェリア連邦政府が Nigeria Food Consumption Survey 2001 -2003 等の過去の調査においてこれらの方法を利用している、または調査実施者に対して利用を薦めているのか、今後これらの方法を利用する又は薦める意向があるかどうかを確認し、他の方法を考えている／実施しているのであれば、その方法について聞き取りを行うこと。さらに、ナイジェリアで欠乏症の調査を実施するにあたっての問題点も聴取すること。また、日本国内でいわゆる「プチ健康診断」用の機械を開発している会社等へのこれら欠乏症の血液検査用の機械の開発の可能性についての聞き取り等を通じてその可能性を検討すること。

(4) 既存のレシピ集を栄養改善のために利用する際の問題点の分析と改善方向の提案

日本では、「栄養・食事管理のための改訂施設別給食献立集（鈴木 久乃、殿塚 婦美子、2010、建帛社）」といった栄養士向けの栄養価等が掲載された献立集や、「家庭のおかずのカロリーガイド（香川芳子（監修）、2008、女子栄養大学出版部）」といった写真も配する等一般向けであるが栄養価の情報も記載されている出版物、また、ニュートリショナル (<http://www.nutritional.jp/index.cfm>) 等の食材や料理の栄養価の検索サイトもあり、栄養士といった専門家から一般人まで広く料理の栄養価を知る、又は算出できる環境が整っている。ナイジェリアでも、All Nigerian Recipes (<http://www.allnigerianrecipes.com/>) 等の料理サイトがあるが、このサイトにあるレシピには各栄養素の栄養価が掲載されていない等、これを栄養改善に向けた活動にそのまま利用するには問題がある。

本調査では、日本で出版されている栄養価情報を含んだ専門家向け、一般向けのレシピ集と、ナイジェリアにあるレシピ集を比較し、また、ナイジェリアの状況および関係者の意見も踏まえ、これらを連邦首都区での栄養改善のための取り組みに利用することを見据えた、ナイジェリアのレシピ集の改善方法（栄養データ、1サーブの量の情報、特定栄養素の摂取不足解消等のための料理の組み合わせの提案等が考えられる。）を提案すること。

（5）既存の食品成分表、食事摂取基準の分析とこれらの利用の方向性
ナイジェリア人が食している料理の食材を比較のカバーしている食品成分表としては西アフリカ食品成分表があるが、これには例えば日本食品標準成分表中にある各アミノ酸の含有量が掲載されていない等の限界があるため、ナイジェリアでの栄養指導には、西アフリカ食品成分表の他に他国で利用されている成分表を組み合わせる利用することが考えられる。そこで、本調査では、各種の食品成分表を比較し、ナイジェリアで使用する際の問題点の分析を行った上で、組み合わせの素材として適当な成分表を選んだ後に、以下の文書を作成の上、これらの食品成分表をナイジェリアで使用する際の問題点及び組み合わせ方等の提案を行うこと。

① Recipes for Commonly Eaten Meals in Nigeria（約 250 料理を収録）及び All Nigerian Recipes（2016 年 9 月 28 日現在で 176 料理を収録）の中の料理のどの食材（調理法別）の栄養価が西アフリカ食品成分表にあるのか、西アフリカ食品成分表にない食材についてはどの成分表にあるのかの一覧表（JICA ナイジェリア事務所にてこれらのレシピ本の料理の食材をデータベース化し、それを提供する。）

② それぞれの食品成分表に掲載されている栄養素の比較表

また、現地の指導員等にこれらのレシピ集を示し、改善のありかたについてのコメントを聞き取るとともに、連邦首都区でほとんど食さない料理を特定してもらうこと。

食事摂取基準については、ナイジェリアで策定された食事摂取基準は存在せず、Institute of Medicine (IOM) 等の食事摂取基準が利用されている。本調査では、IOM 等の基準を比較するとともに、ナイジェリアでどの基準が主に利用されているかをその理由とともに FAO ナイジェリア事務所等から聞き取ること。

（6）連邦首都区の最低 3 集落での食事調査、及びその結果を基にした栄養改善方法の提案

農村部の人々が実際に何を食し、日々の食事は栄養的にバランスが取れている

のか、タンパク質並びに各々の微量栄養素を十分に摂取しているのか等の確認を通じ、問題点を探り、食生活の改善方法を提案すること。以下の調査を想定しているが、より良い調査方法がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

想定している調査方法：

連邦首都区において、24時間思い出し法を用いて、最低3集落のそれぞれ20世帯の、通常家族のために料理をしている成人女性（各集落にて最低妊婦1人、授乳期の女性1人が含まれるようにする。）を対象に彼女らの食事内容を調査し、タンパクや微量栄養素がどの程度足りているかを、西アフリカ食品成分表等を用いて推定するとともに彼女たちのボディマス指数の算出も行う。併せて、同一世帯の他のメンバーが調査対象者と同じ食事をどの程度食するか（例：朝、夕は同じ食事、昼のみ外食）を確認するとともに、食材の調達方法（例：自ら栽培、購入）についても確認する。さらに、彼女たちの年間の食生活の変化についての聞き取り（例：乾季は野菜の摂取が少なくなる。）も行う。

なお、本調査では連邦首都区産の農畜水産物をも活用した食生活の改善・多様化による栄養改善を連邦首都区の農業振興と合わせて推進する方策を探るので、連邦首都区の中でも農作物を栽培する土地がある集落を選定する必要がある。集落の選定については、集落の性質（例：住民の主な出身地、主な宗教、水へのアクセス、住民の所有又は耕作している土地の広さ）が異なる集落を、連邦首都区政府と相談しながら決めること。

（7）タンパク質及び微量栄養素摂取の改善に寄与する食材の特定、栽培・飼育の現状と可能性

（3）で確認したナイジェリアで問題となっている微量栄養素欠乏症並びにタンパク質欠乏の改善に必要な微量栄養素を多く含んだ食材をAll Nigerian Recipes等のナイジェリアのレシピ集から選びリスト化し、これらの食材の栽培方法を記載した既存の資料をナイジェリア内外から収集し、これらの農畜水産物の栽培／飼養特性（特に連邦首都区の気候にあうかどうか）、種の入手の容易さ（自家採取が可能か等）、ポストハーベスト・加工の容易さ、ナ国産の輸入品に対する価格競争力、その食品の食生活上の重要性等を踏まえ地元での栽培の可能性について整理・分類した表を作成すること。なお、ある微量栄養素について、レシピ集にそれを多く含む農畜水産物が少ない等、既存の料理のみからでは欠乏症を解決できそうにない場合には、他国で栽培／飼育されているその微量栄養素を豊富に含む農畜水産物を選定し、それをレシピ集の料理に

添加する可能性について検討し、その中で連邦首都区での栽培可能性の高いものについても分類表に加えるとともに、栽培方法を記載した資料を収集すること。

(8) 連邦首都区政府が実施している研修等の普及活動の内容の分析及び改善への提言

連邦首都区政府のマスタートレーナー、指導員はドナーのトレーニング等で得た知識を利用して住民への研修や日々の指導を実施している。これらの研修について、誰に対してどのような研修をどのような教材を利用して計画しているのか、また、それらを実施しているのかを聞き取った上で、研修を含む普及活動の改善方法について、日本や他国での事例も紹介しつつ、トレーナー、現場の指導員及び集落のリーダーとのブレインストーミングを行うこと。さらに、その結果を受けて、普及方法についての改善方法の具体的な提言を行うこと。

7. 業務の内容

上記「6. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ本調査の背景および目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的、効率的な調査方法がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(1) 国内準備作業

ア) ナイジェリア政府の国家栄養政策、計画にする資料・データの整理・分析および現地調査にて収集すべき情報のリストアップを行う。

イ) 栄養分野の他ドナーの取り組みに関する情報の整理・分析および現地調査にて収集すべき情報のリストアップを行う。

ウ) 既存の微量栄養素欠乏症の現状と診断方法、料理のレシピ集、食品成分表、食事摂取基準、作物の栽培方法を記載した資料等を分析する。なお、JICA ナイジェリア事務所からは以下の資料を提供する。

National Policy on Food and Nutrition in Nigeria (2016)

Agricultural Sector Food Security and Nutrition Strategy 2016 – 2025

National Guidelines on Micronutrients Deficiencies control in Nigeria (2013)

Recipes for Commonly Eaten Meals in Nigeria

エ) インセプションレポート（英文）案を作成して JICA ナイジェリア事務所に提出し、コメントを踏まえて最終化する。

オ) インセプションレポート（英文）を JICA ナイジェリア事務所を通じて連邦首都区政府に提出するとともに、スカイプ等を通じて説明し、現地調査の前及び最中の依頼事項を伝え、了解を得る。

力) 微量栄養素欠乏症の簡易診断装置の開発の可能性についての聞き取りを行う。

キ) 連邦首都区政府の関係者のキャパシティ分析等の実施ために必要なアンケート票を作成し、現地調査に先立って連邦首都区政府に送付する。

(2) 現地調査

ア) ナイジェリアの栄養政策・計画と他ドナーの取り組みに関する情報・データを聞き取り等を通じて収集する。

イ) ナイジェリアの栄養改善実施に関わる組織・人員の状況について情報・データの収集、質問票の回収を行う。

ウ) 微量栄養素欠乏の診断方法等について連邦保健省からの聞き取りを行う。

エ) 連邦首都区の栄養改善に関する普及方法についての調査を行うとともに、関係者から、既存の料理のレシピ集の改善方法も含む普及方法についての意見を聴取する。

オ) 食事調査の実施場所等について連邦首都区政府の最終的な同意を得、その準備を行う。

カ) 食事調査を実施する。

キ) 農業改良普及員への聞き取り等により栄養改善ために有望な食材の栽培に関する情報を収集する。

(3) 現地調査後の国内作業

ア) 収集資料および調査データの分析を行い、ドラフトファイナルレポート案（和は全文、英はサマリー）を作成し、JICA ナイジェリア事務所及び連邦首都区政府等のコメントを踏まえて修正する。なお、英文のレポート案を和文よりも前に提出することも可能。連邦首都区政府等のコメントの受け付け方（文書での提出を求めるかスカイプ会議等でコメントを受け付けるか等。）については、現地調査の際に連邦首都区政府（EPRS の局長）と口頭で合意する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約の成果品は下記ウ) ファイナルレポートとする。各報告に記載する内容は「7. 業務の内容」を参照。

ア) インセプションレポート

提出時期：11月下旬

部数：英文 8 部及び電子データ
イ) ドラフトファイナルレポート

提出時期：2017 年 2 月上旬

部数：英文 5 部及び電子データ
和分 4 部及び電子データ

ウ) ファイナルレポート

提出時期

部数：2017 年 2 月下旬

英文（製本版）11 部

英文（CD-R）

和文（製本版）4 部

和文（CD-R）

各種報告書の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

（2）その他の提出物

ア) 議事録等

イ) 収集資料

第3 業務実施上の条件

1. 工程計画

本調査は、2016 年 11 月中旬に開始し、2017 年 2 月下旬の終了を目途とする。第一次現地調査を 2016 年 12 月上旬～中旬に実施することを想定しているが、より効率的な調査工程がある場合はその根拠と共にプロポーザルにてこれを提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

（1）業務量の目途

約 6.7MM

（2）業務従事者の構成

業務従事者の構成は下記を想定しているが、業務内容および業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合はその理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載する格付は目安であり、これと異なる各付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その

理由および人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 総括／栄養改善計画(2号)
- イ) 栄養分析(3号)
- ウ) 食事調査(3号)
- エ) 農業

3. 現地再委託

本調査では再委託を想定していないが、調査のより効率的な実施のために、一部の業務について経験・知見を豊富に有する現地機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託を行う場合は、プロポーザルにて明確な理由及び業務内容と共に提案し、必要経費については本見積に含めること。

現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 相手国の便宜供与

本調査はJICAの責任において実施するものであることからナイジェリア政府から特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、JICAナイジェリア事務所から必要に応じ主な調査対象機関へ調査対象・スケジュールの通知などの協力依頼のレターを発行するなど、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。ナイジェリア事務所の支援を必要とする場合は随時連絡・協議すること。

5. 参考資料

(1) 配布資料

National Policy on Food and Nutrition in Nigeria (Ministry of Budget and National Planning, 2016)

National Guidelines on Micronutrients Deficiencies Control in Nigeria (Federal Ministry of Health, 2013)

(2) 公開資料

以下の資料はウェブサイト等から閲覧することができる。

National Strategic Plan of Action for Nutrition (2014 – 2019)

(<http://www.health.gov.ng/doc/NSPAN.pdf>)

Nutrition Landscape Analysis - Nigeria

(<https://www.dropbox.com/sh/r08yjn7o5sjwgz/AAaft-vNp5X8SyfLMw5UqPwRa/mNutrition%20Landscape%20Analysis%20%28Nigeria%29.pdf?dl=0>)

Comprehensive food security and vulnerability analysis 2013

(<https://www.wfp.org/content/nigeria-comprehensive-food-security-and-vulnerability-analysis-cfsva-july-2013>)

West African food composition table

(<http://www.fao.org/docrep/015/i2698b/i2698b00.pdf>)

Nigeria Food Consumption Survey 2001 -2003

(http://www.iita.org/c/document_library/get_file?uuid=cd1e27d8-8721-489b-9a99-1f68a278d7cc&groupId=25357)

West African food composition table

(<http://www.fao.org/docrep/015/i2698b/i2698b00.pdf>)

6. 調査用資機材

身長と体重の測定器。

7. その他

(1) 宿泊料の調整について

宿泊料については、アブジャで宿泊する場合にはJICAの安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、調整単価を設定している。アブジャでの宿泊料積算にあたっては同単価に基づき22,300円/泊として計上すること。なお、前述の調整単価は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性がある。

(2) 安全管理

連邦首都区でも警護警官の同行が必要になる場所がある。警護警官の手配はJICA ナイジェリア事務所が行うが、これに必要な経費を別見積に含めること。

なお、必要経費の詳細は未定のため、20万円を計上すること。

コンサルタント等は、現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。また、現地業務期間中、安全管理を徹底する事。当地の治安状況に係る情報については、JICA ナイジェリア事務所、在ナイジェリア日

本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のため、ナイジェリア国側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また JICA ナイジェリア事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗防止

PDF 化して指示書と同時に配布するほうが良い本事業の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

